

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する  
重要な事項」が存在しないので作成しない。

2019年5月  
公益財団法人大阪国際平和センター